

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第2回鹿児島中央警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月29日 金曜日 午後3時～午後5時
会 議 場 所	鹿児島中央警察署 6階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下13人 2 警察署 署長以下10人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 協議</p> <p>(1) 令和6年5月末現在の管内概況説明 （署長によりパワーポイントを用いて説明）</p> <p>(2) 質疑・応答</p> <p>○ 鹿児島における闇バイト関連事件の発生状況について</p> <p>【委員】 鹿児島では、闇バイト関連事件の発生は、ないのですか。</p> <p>【回答】 今のところ、鹿児島における直接的な闇バイト関連事件はないが、闇バイト関連の犯人が、鹿児島に来たという事例はあります。 逆に、鹿児島の若者が、県外で闇バイト関連の犯人となっている事例もあります。 中央署で把握していないところで、闇バイト関連の犯罪が浸透していることも考えられます。</p> <p>○ 交通事故防止の広報活動について</p> <p>【委員】 警察の方で、地域の会合に来る機会があれば、交通事故防止関係のチラシを持参していただき、会合に参加する方々に配布することはできますか。</p> <p>【回答】 交通事故防止関係の広報活動については、各交番において各自治体に依頼した上で、広報紙を配布し、交通事故防止を呼び掛けています。 各種会合において、交通事故防止関係のパンフレットやチラシを配布することも可能です。</p> <p>○ 吉野町帯迫交差点の交通規制について</p> <p>【委員】 朝夕の時間帯に下田町方向からの車両と吉野中学校グランド方向からの車両が多く、特に吉野中学校グランド方向から右折レーンに入った車両は、2台程度しか右折できない状況です。 右折専用信号機の設置基準等がありますか。</p> <p>【回答】 右折矢印信号が設置可能な場所については、警察庁が定めた基準があり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 右折需要が多く、青信号表示でさばくことができない場合</li> <li>● 右折車両と対向直進車両等との衝突事故を防止するために、右折車両を</li> </ul>	

分けてさばく必要が高い場合

で

右折専用車両若しくは右折待ち車両が滞留できる車線幅員がある時とされています。

また、右折矢印信号の設置に関しましては、これらの基準と対象交差点の交通状況を鑑み、設置することとなります。

現場の吉野町帯迫交差点を確認したところ、委員の御指摘のとおり、地域住民から、ほかにも設置要望があることや当署員が朝夕の時間帯に右折車両のさばき残りが発生している状況を把握したところです。

このような状況を踏まえて、今後、警察本部とも情報を共有し、右折矢印信号の設置について、前向きに検討していきたいと考えております。

○ 改正道路交通法の自転車に関する罰則強化及び交通違反対象について

【委員】

今年改正された道路交通法について、自転車に関する罰則強化と交通違反の対象となる違反を確認したいです。

【回答】

令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車にまつわる交通ルールが3点変更されています。

うち2点は、皆様のお手元に配布しておりますリーフレットに記載されております。

1点目は、自転車運転中の携帯電話使用等、いわゆる「ながらスマホ」の禁止です。

これは、スマートフォン等を手で保持して自動車に乗りながら通話する行為及び画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となっております。

これまで、同種の行為は、県公安委員会規則において、禁止されていた行為ですが、今回、道路交通法により、全国的に禁止するに至ったものです。

2点目は、自転車の酒気帯び運転への罰則の新設です。

そもそも、全ての車両につき、酒気帯び運転は禁止されている行為ですが、これまで自転車の酒気帯び運転には、罰則が定められていませんでした。

しかし、最近の自転車を巡る交通事故情勢から、新たに罰則の対象となったものです。

また、運転者のみならず、酒類の提供や同乗、また自転車の提供に対しても、新たに罰則が規定されました。

3点目は、リーフレットにないのですが、「モペット」と呼ばれる自転車に似たペダル付きの原動機付き自転車に係る運転行為の明確化です。

これまでも、いわゆるペダル付きの原動機付き自転車をペダルのみで人力により走行させる行為は、原付又は自動車の運転とされてきました。

今後、いわゆるペダル付きの原動機付き自転車が、一層普及することが見込まれるため、同車両の運転行為を原動機付き自転車等の運転に該当することを明確化したものです。

同車両を運転する際は、運転免許の取得や自賠責保険への加入、ナンバープレートの備付けやヘルメットの着用が必要です。

これらの違反防止を図るため、自転車等の利用者を中心に、広報啓発に努めてまいります。

5 次回警察署協議会の開催日程調整

6 地域施設視察（荒田交番）

7 閉会

備 考